

高圧ガス保安法違反の 検挙数が**激増中!**

高圧ガスを運ぶ際に**必要**である「警戒標識(前後)・消火器・防災工具
イエローカード」の不備による検挙数が**激増**しています。



大半が **工事業者** によるもの



95%がパトカー警ら中の検挙

高圧ガス保安法に違反した場合は交通違反と異なり
刑事事件と罰せられ**罰金30万**さらに、**同乗者・法人**
にも科料されトータルで**100万円**を越える!

溶接ニュース
2011年(平成23年)11月8日
©融接出版株式会社 2011

高保法違反の検挙数

東京都内の高圧ガス保安法違反の検挙数が急増している。2010年までの8年間はいずれも年間5件以下だったのに対し、今年10月末時点で既に44件と例年の10倍以上。過半数は50件を超えるのは、ほぼ無実な偽発だ。こうした事態を踏まえ警視庁は今年から来年にかけて抜本対策を打ち出して行く方針だ。高圧ガス保安法違反による検挙は、08年が5件、09年と10年はいずれも4件にとどまっていた。しかし、今年例年の10倍のペースで検挙数が増え、より深刻な事態に陥っている。

違反理由も「頭割った」「違反を疑視して」「このくらいなら大丈夫だと思った」など、コンプライアンス(法令順守)に欠ける側面が多い。警視庁では毎年、集中取り締まりを行う月次も設けているが、「特定の月次・曜日・時間に関係なく検挙されている」とし、法令違反(警視庁)と検挙(同)とし、法令違反(警視庁)と検挙(同)としている。

高圧ガス保安法に違反した場合は、交通違反と異なり罰金30万円、同乗者や法人にも科料されトータルで100万円を超える。

都内で激増、10月末で44件

大半は工事業者

警視庁が抜本対策

違反は慢性化しているとみており。違反箇所では、9月末までの34件の検挙の中で、警戒標識不備が97%を占め最も多い。以下、消火器・心臓資材不備(92%)、イエローカード不備(89%)、バルブ保護・緊締固定違反(87%)が続いている。検挙場所は環状7号線・8号線、第1・第2京浜道路、青橋街道など警視庁が中心だが、「最近では側道などでの検挙も増えている」とも。

警視庁も高圧ガス保安法違反に関する周辺態勢を強化しており、継続的に取り締まりを行っているのは管内約1000の警察署の約40%にのぼる。捜査員も高圧ガス販売主任者資格の保持者が多いほか、中には販売店での勤務経験者も配置しているという。

高圧ガス保安法に違反した場合は、交通違反と異なり罰金30万円、同乗者や法人にも科料されトータルで100万円を超える。



※ご不明な点や対策に関しましては弊社の営業マンへお気軽にお問い合わせ下さい!